



水土里情報活用ニュース・レター

第63号



水土里情報システムを活用した土地改良施設管理円滑化事業における定期診断の情報共有について紹介します。

(1／2)

今回紹介する団体：大阪府内土地改良区

取組概要

【内容】

土地改良施設管理円滑化事業における定期診断結果を水土里情報システムに入力し、関係機関との情報共有を図る。

【経緯】

平成23年10月、大阪府水土里情報システム運用協議会が発足し、「会員が相互に利用することにより情報の共有化を進める」とした、大阪府水土里情報システム運用活用計画が制定され、「農業用水利施設等の農業施設を協議会会員の協力の下、充実させ、土地改良施設の工事履歴、補修履歴、施設診断結果を一元管理することにより、土地改良施設管理者が更新計画を策定し、効率的な改修計画を樹立することができる。」とした計画が定められた。

一方で、平成26年8月、農村振興局長より、「基幹的な農業水利施設のストックマネジメントの取組の適切な推進について」とした、ストマネの機能診断と円滑化事業における定期診断の重複について留意する旨の通知があったところである。

なお、本会では、以前から府と連携し定期診断の地区選定を行っていたので、「重複」のない状態で水土里情報システムに反映することが出来た。

水土里情報の既存格納データ：施設台帳（水路）





期待される効果

- ①既存の施設台帳による、属性情報の更新。
- ②蓄積された情報を、会員間で共有することにより、施設等の重複診断の回避、および日常管理や機能保全計画の策定等に活用。
- ③土地改良施設維持管理適正化事業の地区選択や事業化に向けて、関係者間における公平な指標。

今後の活用予定

府、市町村及び土地改良区と連携して、効率的な土地改良施設の保全対策も含め水土里情報システムを「施設」「農地」の総合情報システムとなるよう、情報の充実に努めていく。

■お問い合わせ先

大阪府土地改良事業団体連合会 06-6556-7798

農林水産省農村振興局整備部設計課計画調整室(細川、溝添) 03-6744-2212(直通)